

# 山梨県公報

号外第四号

令和二年

一月三十一日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 山梨県議会議員補欠選挙の執行……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者……………
- 山梨県議会議員補欠選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………
- 山梨県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示するこゝとができる日……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時……………

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項第五号の規定により山梨県議会議員補欠選挙を次のとおり執行する。

令和二年一月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

- 一 選挙の期日 令和二年二月九日
- 二 選挙すべき議員の数 甲州市選挙区 一人

### 山梨県選挙管理委員会告示第九号

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和二年一月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

選挙長	職務代理者
住所 山梨県甲斐市竜王新町二 三四二番地	住所 山梨県韮崎市藤井町北下 條一五二四番地一
氏名 中込まさゑ	氏名 嶋津めぐみ

### 山梨県選挙管理委員会告示第十号

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区において、候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

届出事項等	受付場所
選挙事務所設置(異動)届 出納責任者選任(異動)届 選挙運動事務員等の届 選挙運動用ビラの届 選挙運動の公費負担の届 選挙運動に関する収支報告書	山梨県選挙管理委員会事務局

### 山梨県選挙管理委員会告示第十一号

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

- 一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁
- 二 日時 令和二年二月十二日 午前十一時

### 山梨県選挙管理委員会告示第十二号

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区における選挙公報の発

行について、山梨県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成三十二年条例第二号）第四条第二項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

一日時 令和二年一月三十一日 午後六時

二 場所 山梨県甲州市塩山上塩後一三三九番地一 東山梨合同庁舎

### 山梨県選挙管理委員会告示第十三号

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

ポスターを掲示することができる日 令和二年一月三十一日

### 山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区選挙長告示第一号

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区

選挙長 中 込 まさゑ

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

（ただし、令和二年一月三十一日午前八時三十分から午後五時までに限り、山梨県甲州市塩山上塩後一三三九番地一 東山梨合同庁舎とする。）

### 山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区選挙長告示第二号

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区  
選挙長 中 込 まさゑ  
一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁  
二 日時 令和二年二月六日 午後五時十五分